

北海道旅客鉄道株式会社 公告第8号

◎学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正について（施行日：令和4年12月1日）

学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、令和4年12月1日から施行する。

令和4年11月21日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第11条第5項中、「旅客営業規則第40条」を「旅客営業規則第39条」に改め、「旅客規則第40条第1項第1号」を「旅客営業規則第39条第1項第1号」に改める。